

監事監査報告書

令和7年5月19日

学校法人札幌大学

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人札幌大学

監事 志田 篤俊 (志)

監事 井上 奈穂子 (井)

私たち監事は、令和7年4月1日改正前の私立学校法第37条第3項及び令和7年4月1日変更前の学校法人札幌大学寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人札幌大学の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）における業務並びに財産の状況、理事の業務執行状況について監査を行いましたので、その結果について次のとおり報告します。

1. 監査の概要

監査は、令和6年度学校法人札幌大学監事監査計画に基づき実施しました。

業務監査については、中期計画の計画推進への取組状況のほか、法人業務として、法人の業務執行が経営方針に沿って法令、寄附行為等に準拠し適正に執行されているか、特に、私立学校法改正への対応、本法人関係団体に関する事項について、教学業務として、教育研究活動が経営方針に沿って、法令、学則等に準拠して適正に執行されているか、特に、大学機関別認証評価及び自己点検評価の実施状況、学修サポートセンターによる学修支援に関する事項について監査を行いました。

会計監査については、会計業務が「学校法人会計基準」に準拠し、また、予算統制制度に基づき適正に執行されているか監査を行いました。

また、理事の業務執行の状況については、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反することなく適正に業務が行われているか監査を行いました。

2. 監査の方法

監査の方法としては、理事会及び評議員会、常勤理事会など重要な意思決定を行う会議への出席のほか、理事から業務の報告を聴取するとともに、担当部署からの事業実施状況を聴取し、重要な決裁書類や各種会議の議事録、重要書類等の閲覧及び会計に関する計算書類等の調査を行い、会計監査人から、期中、期末の会計監査に係る説明を受けるとともに、意見交換を行いました。

また、内部監査室から内部監査の実施状況について聴取を行いました。

3. 監査の結果

(1) 法人業務及び教学業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はなかったものと認めます。

(2) 会計に関する計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（附属明細表を含む）並びに財産目録は、その収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上